

「予防接種実施規則の一部を改正する省令（案）」に対するパブリックコメント

今回の改正のうち、「(1) 法に基づく予防接種に係る説明と同意」についてです。

改正案では、被接種者が、里親等、児童福祉施設、児童相談所一時保護所に入所等している場合で、保護者の同意の有無を確認することができないときは、里親等それぞれの機関の長が同意をすることができることとする、とされています。

予防接種法第2条第4項では、「『保護者』とは親権を行う者又は後見人をいう。」とされているため、当該児童に後見人が選任されている場合には、里親等それぞれの機関の長に優先して後見人に「保護者としての同意」を求められることになると思います。

しかし、成年後見制度導入時の立法担当者による説明（「成年後見制度の改正に関する要綱試案補足説明」 法務省民事局参事官室）では、医的侵襲に関する決定権・同意権につ

いては「時期尚早」として導入しなかったとしています。

家族が後見人になる場合には大きな問題にはならないと思いますが、新規に選任される後見人の3分の2近くが第三者である専門職となっている現状では、後見人が医療機関から医的侵襲に関する同意を求められて対応に苦慮する事例が増えています。

以上のことから、予防接種対象者の意思の確認については、「インフルエンザ予防接種実施要領」に「対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得てその意思を確認して差し支えない」とされているように、本人以外の第三者の同意を求めるのではなく、本人の周辺の関係者の協力を得て予防接種の実施者が確認することを原則として下さい。

また、もし第三者による同意が必須ということであっても、里親や施設等で養育されている場合には、後見人に連絡が取れる状況であっても、日常的に児童を養育して健康状態等を把握している里親や施設等の同意を優先させるようお願いいたします。